

経済的支援制度（参考資料 1、2）への委員からの意見に対する県の考え方

評価いただいた意見
<ul style="list-style-type: none"> ・国の犯罪被害者等給付制度の申請から支給までの期間に対して、県の補助金制度は1か月以内で交付しており国の制度を県の制度でカバーしている。 ・カウンセリングについて、今後、被害者の家族にまで対象が拡大されるのはありがたい。 ・資料が分かりやすくなり、よく理解できた。 ・国の犯罪被害者等給付制度はハードルが高いので、今回充実されてありがたい。 ・被害者の立場になり、事務を簡素化することは良いことだ。

課題としての意見	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・精神的な疾病等で犯罪被害に遭ったと思いついていない方も一部いるので、警察に届出していない場合は判断が難しいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由で警察に相談できない被害者の場合は、弁護士に同席してもらう等センターでの面接相談時に注意し、しっかりと対応していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度を知っている方しか申請できないので、そこが支援制度の利用実績が少ない要因では。被害者の皆さんが把握しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察とセンターでは、支援が必要な全ての被害者へ制度の案内をしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・幼い児童の性被害の場合、まずは児童相談所に話がいく。県の支援制度を児童相談所や福祉保健所、市町村の児童福祉部門等は把握しているのか。このように良い制度なら支援者が把握していないと被害者に提供できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の児童相談所、福祉保健所へは既に周知済み。市町村については、総合的対応窓口担当課へは周知済みだが、児童福祉部門等については、県子ども家庭課を通じて年度内に周知予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度がいろいろ充実しているのは理解できるが、使いにくいのかかもしれない。 ・制度はシンプルな方が分かりやすい。現状の補助金制度と公費負担制度をつなぎ合わせている制度は、被害者からは分かりづらいのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者側への制度の周知を徹底し、被害直後から途切れることなく必要な支援を提供していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・男性の性被害についても支援が必要ではないか。女性以上に恥ずかしく、相談できないケースが予想される。近隣の方などに絶対に知られることの無いような対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターでは、男性やLGBTの性被害者にも女性被害者と同様の支援を実施している。本県の相談事例はまだ少ないため、他県の実績や動向を踏まえて検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者には手厚いが、重傷病にあたらぬ傷害の被害者などを支援する制度はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の大幅な増加は、予算面等の課題がある。現状での対応は難しいが中長期的に研究していきたい。